

社会福祉法人エクスクラメーション・スタイル・キョウト 障がい者虐待防止のための指針

1. 本指針作成の要旨

当法人が運営する事業所における障がい者への身体拘束等の適正化を図るため、本指針を定める。

2. 当法人における虐待の防止に関する基本的考え方

「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）に基づき、いかなる時も障がい者に対して虐待を行ってはならない。

3. 本指針における虐待の定義

本指針における虐待は以下の通り定義する。

区分	内容と具体例
身体的虐待	暴力や体罰によって体に傷やあざ、痛みを与えること。組織によって適切に検討されずに行われた身体的拘束についてもこれに該当する。 〈具体例〉 殴る、蹴る、つねる、やけどを負わせる、椅子や壁に縛り付ける、医療的な必要性に基づかない投薬によって動きを抑制する など
性的虐待	性的な行為やそれを強要すること。 〈具体例〉 性交、性器への接触、性的行為を強要する、介助の必要性が無いにもかかわらず裸にする、本人の前でわいせつな言葉を発する、わいせつな映像を見せる など
心理的虐待	脅し、侮辱等の言葉や態度、無視、いやがらせ等によって精神的に苦痛を与えること。 〈具体例〉 障がい者を侮辱する言葉を浴びせる、怒鳴る、ののしる、悪口を言う、人格を貶めるような扱いをする、無視する など
放棄・放任 (ネグレクト)	食事や排せつ等の身の世話をしない等により、障がい者の生活環境や身体・精神的状態を悪化させる又は不当に保持しないこと。 〈具体例〉 食事や水分を十分に与えない、汚れた服を着させ続ける、排せつの介助をしない、身体亭虐待や心理的虐待を放置する など

経済的虐待	本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。 〈具体例〉 本人の預貯金を本人の同意なく勝手に使用する など
-------	---

4. 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

ア 虐待の防止の対策を検討する委員会の設置

当法人では、虐待の防止のための対策を検討する委員会（以下「虐待防止委員会」という。）を置き、少なくとも年に1回以上開催する。虐待防止委員会は下記の委員から構成する。なお、虐待防止委員会で検討した結果については記録し、保管するとともに、職員にその内容の周知徹底を図ることとする。

委員長 岡村行宏

委員 畑中大蔵・福田洋子・舛田敬一

イ 虐待防止委員会

虐待防止委員会では、実際に発生した虐待事例の分析検討をはじめ、虐待防止研修のプログラム作成、労働環境・条件を確認・改善するための計画の作成、虐待を未然に防ぐ職場環境の確認等を行う。

なお、虐待防止委員会は身体的拘束等適正化委員会と兼ねて開催することができる。

ウ 虐待防止責任者の設置

当法人では、虐待の防止のための責任者を置く。

虐待防止責任者 畑中大蔵

5. 施行

この指針は令和4年4月1日より施行する。

この指針は令和6年1月17日より施行する。